

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

長浜市長 浅見 宣義

市町村名 (市町村コード)	長浜市 (25203)
地域名 (地域内農業集落名)	西浅井町野坂 (西浅井町野坂)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年4月24日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

農地の保全に関わるさまざまな事業に取り組み、地域の景観形成と合わせて農地の維持・管理を行いながら、農業を担う者を中心に地域が一体となって地域農業の発展を目指す。
特に集落と山林の間に位置する畑地においては、将来的にも管理が行き届かない状況が想定されるため、早期の対策が急務となる。

(2) 地域における農業の将来の在り方

農業を担う者は、地域の農業者とともに地域の農業経営を担える新規就農者及び、後継者の確保(第三者継承も選択肢として)育成に努める。
農業を担う者と地域の農業者については水稻を中心に作付けするとともに、獣害に強い果樹や野菜の栽培を取り入れながら、農地の保全・水管理・環境保全活動に積極的に取り組み、それぞれの役割を果たせるよう努力する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	13.7 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	13.5 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
担い手に集積・集約する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農業をリタイア・経営転換する人は原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
(3)基盤整備事業への取組方針
今のところ取組予定はない。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
新規就農者及び後継者の確保・育成に努める。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
今のところ活用の予定はない。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input checked="" type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

水稻栽培においては環境に配慮(減農薬・減肥料)した取り組みを堅持しつつ、有機農業への転換に取り組む。また、水田以外の耕作放棄されつつある畑地の有効活用を図り、獣害に強い果樹やハーブなどの栽培を手がけるとともに、誰もが集える憩いの場として整備し、若い世代にも足を運んでもらえるきっかけとなる農業公園的な要素を取り入れ、農業体験や収穫体験などを通じて、農業への関心を高めよう。